

山武市入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、山武市の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入及び売り払い、役務の提供又は賃貸借に関する契約に係る令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）の申請時期及び申請方法等について、次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 14 日

山武市長 松 下 浩 明 印

第 1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、資格審査を受け、山武市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項（施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項（施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 建設業にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者及び同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けておらず、同法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評価値の通知を受けていない者
また、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出を行っていない者（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。)
- (4) 測量業にあっては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録を受けていない者
- (5) 建築設計業にあっては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録を受けていない者
- (6) 不動産鑑定業にあっては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条第 1 項の規定による登録を受けていない者
- (7) その他法令等による許可等が必要な業務にあっては、当該許可等を有していない者
- (8) 資格審査の申請に必要な書類を提出できない者
- (9) 法人税（個人にあっては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
- (10) 千葉県内に本店又は契約締結権限等を委任する営業所等を有する者にあっては、すべての

千葉県税を完納していない者

- (11) 山武市内に本店又は契約締結権限等を委任する営業所等を有する者にあつては、山武市税（個人にあつては山武市税及び県税）を完納していない者

第2 資格審査の基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。ただし、建設工事の客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）の基準日は、令和8年1月1日とする。

第3 資格審査の申請分類

- 1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる業種ごとに申請しなければならない。
 - (1) 建設工事
 - (2) 測量・コンサルタント
 - (3) 物品
 - (4) 委託
- 2 業種分類は、令和8・9年度入札参加資格審査申請マニュアル（以下「申請マニュアル」という。）において定めるものとする。

第4 資格審査の申請方法及び申請書類

- 1 申請者は、インターネットを利用して、ちば電子調達システム（以下「調達システム」という。）のホームページ（<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>）にアクセスし、入札参加資格申請システムに必要事項を入力することによって行う資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を行わなければならない。
- 2 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を印刷し、申請マニュアルに掲げる書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。
- 3 電子申請を行うに当たっては、申請マニュアルを熟読の上、入札参加資格申請システム運用基準に基づき行うこと。

第5 電子申請の時期等

- 1 資格者名簿の有効期間の始期が令和8年4月1日の入札参加資格を得るための電子申請及び申請書類の提出は、令和7年9月16日から令和7年11月17日午後5時までにしなければならない。

なお、申請書類が上記期間内に千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に到達したものを有効とし、資格者名簿への登載は、審査の完了を条件とする。

また、資格者名簿の有効期間の始期が令和8年7月1日以降の入札参加資格を得るための電子申請及び申請書類の提出は、別途行う公告（以下、「随時申請等の公告」という。）により定めるため、随時申請等の公告に基づき令和8年4月16日以降に手続きを行うこと。

- 2 申請書類提出先

郵便番号 260-0855

千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁南庁舎2階

千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）

第6 申請マニュアル等の入手先

申請マニュアル及び申請書類の様式は、調達システムのホームページよりダウンロードするものとする。

第7 電子申請等に使用する言語等

- 1 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる文字は、ちば電子調達システム利用規約第 12 条に定める、調達システムで使用可能な文字とする。使用できない文字を使用する場合は、申請可能な他の漢字又はひらがな若しくはカタカナに置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL（ホームページのアドレスをいう。）等については、アルファベットを用いることができる。
- 2 申請書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。なお、その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 3 電子申請及び申請書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記録又は記載すること。

第8 資格審査

- 1 資格審査は、電子申請及び申請書類に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。
 - (1) 金銭的信用
 - (2) 契約履行に関する誠実性
- 2 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、前項のほか施工能力について、客観的事項（建設業法第 27 条の 23 第 3 項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）に基づいて行うものとする。

第9 資格審査の結果の通知及び資格者名簿への登載等

- 1 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められる者（以下「入札参加資格者」という。）については、資格者名簿に登載するものとし、次項の定めによる公表をもって通知に代えるものとする。また、資格者名簿の有効期間は、資格者名簿登載日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
- 2 資格者名簿は、前項に定める有効期間の間、次の事項について入札情報サービスにおいて公表するものとする。
 - (1) 入札参加資格者の商号又は名称、所在地又は住所及び代表者氏名等
 - (2) 登録業種

第10 建設工事の事業協同組合等の特例

建設工事の事業協同組合等のうち、官公需適格組合（中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）に係る資格審査の申請においては、組合員のうち任意に選択した 10 以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第 4 の第 2 項に定める添付書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額、職員数、技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項

目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第11 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に市長が定めるものとする。

第12 変更及び業種追加等の届出

- 1 電子申請及び申請書類の提出をした者の申請した事項のうち、申請日から令和8年3月31日までの期間に、申請マニュアルに掲げる事項について変更が生じた場合には、令和8年3月1日以降速やかに調達システムを使用して市に変更の届出を行わなければならない。
また、届出を行った後は、入札参加資格審査申請書記載事項変更届等を印刷し、その事実を証する書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。
- 2 令和8年4月1日以降に、入札参加資格者が次のいずれかに該当した場合に行う電子申請及び申請書類の提出は、随時申請等の公告に基づき手続きを行うこと。
 - (1) 入札に参加できる資格に係る営業を廃止または休止した場合
 - (2) 申請マニュアルに掲げる事項について変更を生じた場合
 - (3) 登録済みの業種のほかに新たな業種を追加する場合
 - (4) 入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した場合（入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする場合を含む）
 - (5) 入札参加資格の取消しの申請を行う場合

第13 入札参加資格の取消し

- 1 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものとする。
 - (1) 第1の各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 電子申請又は申請書類に故意に虚偽の事項を記録又は記載したとき。
 - (3) 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
 - (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
 - (5) 調達システムを使用して入札参加資格の取消しの申請を行った後、入札参加資格取消申請書の提出があったとき。
 - (6) 倒産又は破産等により、前号に規定する手続きが行われる見込みがないと認められるとき。
- 2 随時申請等の公告の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、市長はその者の資格を取り消すことができるものとする。
- 3 前2項の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、市長はその旨を当該入札参加資格者に通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。なお、取消の結果については、第9の第2項の定めによる公表をもって通知に代えるものとする。

第14 入札参加資格の停止

- 1 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、それぞれに掲げる期間、その者の入札参加資格を停止するものとする。

- (1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から 6 か月が経過する日まで
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで
- 2 前項の規定により入札参加資格の停止を行ったときは、市長はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第 15 申請情報の取扱

- 1 申請者に関する情報については、山武市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者を市の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対して必要な書類の提出を求めることがある。
- 2 千葉県警察本部からの情報提供により、入札参加資格者が山武市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 18 年山武市告示第 27 号）に規定する措置要件に該当すると認めるときは、排除措置を講ずるものとする。

第 16 この公告に関する問い合わせ先

山武市 総務部 財政課 契約検査係 電話 0475-80-1122